

要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3				安全性の評価※4 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※5		備考
					内容	実施時期						
マルマツビル	小川町2-1862-7	共同住宅 店舗	3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_s	0.634	q	2.536	Ⅲ			
—	上水本町2-9-5	住宅	2	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部 構造 評点	0.26			Ⅰ			
—	上水本町3-12-12	住宅 事務所 作業所	3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_s	0.23	q	0.87	Ⅰ			
朝日生命小平集合住宅	上水本町4-2-12	共同住宅	12	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	I_s/I_{s0}	1.09	$C_{TU} \cdot S_D$	0.487	Ⅲ			
タカギ津田塾マンション	津田町2-2-4	共同住宅	11	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I_s/I_{s0}	1.15			Ⅲ			
中島ビル	花小金井1-2-23	店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{s0}	0.81	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	Ⅱ	耐震改修	2021年6月 着工予定 2021年12月 完了予定	

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3				安全性の評価※4 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※5		備考
										内容	実施時期	
信和ビル	花小金井1-20-9	事務所住宅	3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_s	0.06	q	0.08	Ⅰ			
ニューメローマンション	花小金井3-1-3	共同住宅	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{s0}	1.22	$C_{TU} \cdot S_D$	0.757	Ⅲ			
秋山マンション	花小金井4-33-6	共同住宅 住宅 事務所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版、2017年版)	I_s/I_{s0}	1.20	$C_{TU} \cdot S_D$	0.72	Ⅲ			
—	花小金井6-26-20	住宅 店舗	2	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部 構造 評点	0.63			Ⅰ			
小金井グリーンハイツ	花小金井南町1-890-15	共同住宅	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{s0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	Ⅲ			

※1 建築物の名称の「—」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成31年1月1日国住指第3209号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※5 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。